

○総務省告示第四百四十二号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第六項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が定める申請等を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則第十条第六項に規定する総務大臣が定める申請等は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書又は同条第四項に規定する公的年金等支払報告書のこれらの規定による提出とする。